

# 今後の進め方(案)について

項目	年度	平成30年度											
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
圏域部会													
中海・宍道湖圏域部会		<b>準備会</b> 委員の検討 規約の検討		<b>圏域部会</b> 活動目標の検討 活動内容の共有 官民の連携に関する検討 活動における課題の抽出									
雲南圏域部会													
専門部会													
水辺環境部会 地域振興部会 環境学習部会 農地環境部会		<b>準備会</b> 委員の検討 規約の検討		<b>専門部会</b> 各圏域部会における活動内容の共有 活動内容の整合性の確認 課題に対する助言内容の検討									
協議会												<b>協議会</b> 各部会における活動内容の共有	

## 環境保全等に活用可能な助成金(例)

斐伊川水系の流域において、民間団体が 自然環境の保全・再生、 自然の大切さを広め・伝える活動、 環境調査を行う時に活用可能な助成金の例を以下に示す。

No.	助成金名	実施団体	募集期間	助成額(上限)	助成対象の活動		
					保全・再生	普及・広報	調査
1	花王・みんなの森づくり活動助成	花王 公益財団法人都市緑化機構	8月～10月	50万円			
2	環境市民活動助成	一般財団法人 セブンイレブン記念財団	11月～12月	100万～400万円 <sup>1</sup>			
3	全労済地域貢献助成事業	全国労働者共済 生活協同組合連合会	3月～4月	30万円			
4	三井物産環境基金 活動助成	三井物産株式会社	4月～6月	なし			
5	スマスイ自然環境保全助成	神戸市立須磨海浜水族園	4月	50万円			
6	トヨタ環境活動助成プログラム	トヨタ自動車株式会社	4月～6月	100万～300万円 <sup>1</sup>			
7	地域貢献・地域活性化支援金	JAしまね	5月～7月	10～20万円 <sup>1</sup>			
8	公益信託 サントリー世界愛鳥基金 水辺の大型鳥類保護部門	公益信託 サントリー世界愛鳥基金	9月	1000万円程度			
9	河川基金	公益財団法人 河川財団	10月～11月	30万～500万円 <sup>1</sup>			
10	しまね環境保全活動助成金	公益財団法人 しまね自然と環境財団	9月頃 <sup>2</sup>	30万～80万円 <sup>1</sup>			
11	生物多様性保全推進支援事業	環境省	3月	150万～300万円 <sup>1 3</sup>			
12	みんなで守る湖沼の自然環境保全推進事業補助金	鳥取県生活環境部 水・大気環境課	6月～9月 (例年)	10万～50万円 <sup>1</sup>			
13	中海の海藻刈りによる栄養塩循環システム構築事業支援補助金	鳥取県生活環境部 水・大気環境課	7月～8月 (例年)	(2分の1)			
14	私たちのエコ活動推進補助金	鳥取県生活環境部 環境立県推進課	4月～2月	5万円(2分の1)			
15	鳥取県環境保全活動支援補助金	鳥取県生活環境部環境立県推進課	4月～2月	10万円			

1 対象団体や助成枠等によって上限が異なる

2 次年度の助成を前年度に募集

3 平成30年度予算要求段階



# 生物多様性保全推進支援事業

平成30年度要求額  
187百万円 (75百万円)

地域の多様な主体による自発的な活動が展開されることにより、国土全体の生物多様性を保全

## 背景

種の保存法改正による特定第二種国内希少野生動物植物種制度、認定希少種保全動物植物園等制度の創設等に伴い、地域・民間・動物植物園等による希少種保全活動をより一層促進する必要

### 1. 国内希少種の保全活動への支援 【強化】

地域・民間等が主体となつて実施する、種の保存法に基づく国内希少野生動物植物種の保全活動を支援する

- ※1 2020年までに新たに約300種の国内希少種を、2030年までに特定第二種を含めて約300種を新たに指定予定
- ※2 分布状況調査・保全計画策定、生息環境改善等の活動を対象とする
- ※3 複数種を対象とした活動や生息地等保護区における活動を優先的に支援する



### 2. 動物植物園等による生息域外保全の支援 【追加】

動物園・植物園・水族館等が主体となつて実施する、種の保存法に基づく国内希少野生動物植物種の飼育・繁殖の取組を支援する

- ※1 改正法に基づく認定を受けた動物植物園等を優先的に支援する
- ※2 飼育・繁殖が軌道に乗るまでの一時的な経費を支援する



### 3. 地域における生物多様性の保全再生に資する活動への支援 【継続】

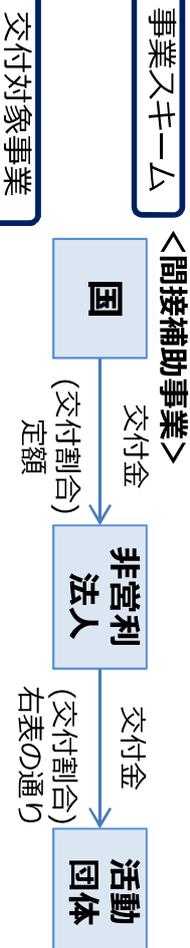
下記①～④のいずれかに該当する活動であつて、地域における生物多様性の保全再生に資する活動を支援する

- ① 外来生物対策
- ② 重要地域の保全・再生
- ③ 生態系ネットワークの構築
- ④ 地域・民間の連携促進活動への支援



## 事業内容

事業スキーム



地域における生物多様性の保全・再生に資する先進的・効果的活動

1. 国内希少野生動物植物種保全対策事業 【強化】
2. 国内希少野生動物植物種生息域外保全 【追加】
3. 生物多様性保全推進支援事業 【継続】
  - ① 特定外来生物防除対策、② 生物多様性保護地域保全再生、③ 広域連携生態系ネットワーク構築、④ 地域民間連携促進事業

## 交付対象者・交付割合

交付対象者	交付割合
1 地方公共団体・NPO法人・民間企業等 (NPO法人・民間企業等は、市町村等が事前確認)	定額補助 (分布状況調査・保全計画策定は上限3,000千円、生息環境改善等は上限1,500千円)
2 動物園・植物園・水族館等	1種あたり2,000千円を上限とする定額補助
3 地域生物多様性協議会等 (地方公共団体、地域住民、土地所有者、NPO法人等で構成)	1 / 2 以内



# 湖山池・東郷池・中海での活動を支援します!!

～「みんなで守る湖沼の自然環境保全推進事業補助金」の概要～

## 1 交付の目的

ラムサール条約湿地の中海の流入源対策をはじめ、湖山池及び東郷池（以下、「湖沼」という。）において、自然環境の保全、環境問題の普及啓発などの活動を実施する地域住民団体などを支援し、県民のみなさんとの協働による湖沼の自然環境の保全や賢明な利用を推進することを目的として交付するものです。

2 募集期間 平成29年6月5日（月）から9月29日（金）

## 3 事業実施主体

県内に活動拠点を置く環境保全団体、自治会等

## 4 事業メニュー

項目	概要	補助率等	内容
自然環境創造支援事業（ハード事業）	・ビオトープの保全・再生 ・水質浄化対策（ヨシ等の水生植物の植栽を含む） ・貝類、稚魚等の放流 ・地域の伝統的な環境の創造・保全に資する事業	対象者及び補助率等	地域住民団体 1/2 <input type="checkbox"/> 窓 <input type="checkbox"/> 口 <input type="checkbox"/> 市 <input type="checkbox"/> 町 <input type="checkbox"/> 村
		限度額	50万円（特認100万円）
普及啓発事業	・生物多様性からの地域作りの推進（湖沼の生物多様性に資するものなど） ・環境問題の普及啓発活動（湖沼の自然環境の保全に関するもの） ・利活用を促進する活動（地域における湖沼の利活用を促進するもの）	対象者及び補助率等	地域住民団体 1/2 <input type="checkbox"/> 窓 <input type="checkbox"/> 口 <input type="checkbox"/> 市 <input type="checkbox"/> 町 <input type="checkbox"/> 村 ※県共催の場合 2/3
		限度額	30万円（特認100万円）
【流入源対策（中海独自）】			
流入源対策事業	中海及びその上流地域における河川等の清掃活動	対象者及び補助率等	地域住民団体 1/2 <input type="checkbox"/> 窓 <input type="checkbox"/> 口 <input type="checkbox"/> 市 <input type="checkbox"/> 町 <input type="checkbox"/> 村
		限度額	10万円

注1：詳細については、補助金交付要綱の別表を御確認ください。

注2：この事業の収入に他の補助金を充当することはできません。

## 5 補助対象となる事業の事例

上記1の「交付の目的」に合致するものであることが前提となりますが、「流入源対策事業」と「普及啓発事業」について、参考までに具体的な事例を例示します。

あくまでも例示ですので、豊かな湖沼をめざして、みなさんで知恵を出し合って、事業に取り組んでいただきたいと思います。

詳細は、東部生活環境事務所又は、中部、西部の各総合事務所生活環境局に御相談をお願いします。

事業メニュー	想定される事業の事例
流入源対策事業 (中海のみ)	○ 中海及び流入河川（河川敷を含む）でのゴミ拾い、浚渫、藻刈 ○ 中海に流入する道路側溝の清掃（ゴミや土砂の除去） ○ 堤防の除草
普及啓発事業	○ 生物多様性の確保に資する取組 ・湖沼の生態系に関する学習会、講演会、広報など ○ 湖沼の自然環境を活用した各種イベント ・水鳥、生き物などの自然体験学習を加味した湖沼周遊、ウォーキング大会など ・豊かな自然環境を活用したコンサート、創作活動（絵画、写真等）など ・水質浄化のための体験学習（水質モニタリング）

#### 【お問い合わせ先】

※申請内容によっては、市町村が窓口となる場合もありますが、下記窓口でご案内いたします。

##### ■ 湖山池

東部生活環境事務所 環境・循環推進課 環境衛生担当（窓口）

電話：0857-20-3672、ファクシミリ：0857-20-2103

電子メール：[toubuseikatsukankyo@pref.tottori.lg.jp](mailto:toubuseikatsukankyo@pref.tottori.lg.jp)

##### ■ 東郷池

中部総合事務所 生活環境局 環境・循環推進課 環境衛生担当（窓口）

電話：0858-23-3150、ファクシミリ：0858-23-3266

電子メール：[chubuseikatsukankyo@pref.tottori.lg.jp](mailto:chubuseikatsukankyo@pref.tottori.lg.jp)

##### ■ 中海

西部総合事務所 生活環境局 環境・循環推進課 環境衛生担当（窓口）

電話：0859-31-9322、ファクシミリ：0859-31-9333

電子メール：[seibuseikatsukankyo@pref.tottori.lg.jp](mailto:seibuseikatsukankyo@pref.tottori.lg.jp)

##### ■ 全般

生活環境部 水・大気環境課 水環境保全室（窓口）

電話：0857-26-7197、ファクシミリ：0857-26-8194

電子メール：[mizutaikikankyou@pref.tottori.lg.jp](mailto:mizutaikikankyou@pref.tottori.lg.jp)

## 中海の海藻刈りによる栄養塩循環システム構築事業支援補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、中海の海藻刈りによる栄養塩循環システム構築事業支援補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 栄養塩循環システム構築事業 中海の海藻を回収し、回収した海藻を産業等の原材料として利活用し、循環させる仕組みを構築する事業
- (2) 海藻刈り事業者 鳥取県に主たる事務所を置く又は置こうとする法人その他の団体で栄養塩循環システム構築事業に取り組む者であって中海の海藻刈りを行う者

### (交付目的)

第3条 本補助金は、中海の海藻を回収し、水質汚濁負荷となる栄養塩を湖外搬出するとともに、未利用資源である海藻を循環利用することにより、もって、中海の水質浄化及び賢明利用の推進を図ることを目的として交付する。

### (補助金の交付)

第4条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

- 2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額から当該対象事業に伴う収入（本補助金を除く。）の額を控除した額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に、同表の第4欄に定める率（以下「補助率」という）を乗じて得た額以下とする。

### (交付申請の時期等)

第5条 本補助金の交付申請は、生活環境部長が別に定める日までに行わなければならない。

- 2 規則第5条の申請書は、様式第1号によるものとし、添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号の別紙1及び別紙2によるものとする。
- 3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

### (調査)

第6条 県は、前条の交付申請を受け、必要と認めるときは、申請内容等について申請者から聴取等

の調査を行うことができる。

(交付決定の時期等)

第7条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から60日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

3 知事は、第5条第3項の規定による申請を受けたときは、第4条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(着手届を要しない場合)

第8条 規則第11条第3号の知事が別に定める場合は、同条第1号又は第2号に規定する補助事業以外のすべての補助事業に係る場合とする。

(承認を要しない変更等)

第9条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

(1) 本補助金の増額を伴う変更

(2) 事業の目的に特に影響を及ぼすと認められる内容の変更

2 変更等の承認については、変更等承認申請書を受けた日から14日以内に行うものとする。

3 なお、知事の承認を受けようとするときは、様式第2号によるものとする。

(実績報告の時期等)

第10条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日

(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日

2 規則第17条第1項の報告書は様式第4号によるものとし、添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号の別紙1及び別紙2によるものとする。

3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第5号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(提出書類の部数等)

第 1 1 条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類は、1 部とする。

(情報の公表)

第 1 2 条 事業の公正性及び透明性を高めるとともに、広く活動団体等の参考とし活動の促進を図るため、採択された事業の申請及び報告の書類等は、個人情報を除き公表する。

(雑則)

第 1 3 条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、生活環境部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 2 6 年 8 月 6 日から施行し、平成 2 6 年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成 2 9 年 7 月 2 1 日から施行し、平成 2 9 年度事業から適用する。

別表（第3条関係）

1 補 助 事 業	2 事業実施主体	3 補助対象経費	4 補助率
<p>中海の海藻刈りによる栄養塩循環システム構築事業</p>	<p>海藻刈り事業者であつて次のいずれかに該当する者 個人 法人 特定非営利活動法人 任意団体</p>	<p>(1) 作業員、監視員等人件費 (2) 回収船、回収機材、運搬車等借上料 (3) 漁師が回収した海藻の買取料 (4) 海藻置き場等の借地料 (5) 作業員等保険料 (6) 回収日程の調整、回収量の管理、引渡先との連絡調整等に係る経費 (7) 消耗品費 (8) 印刷製本費 (9) 通信運搬費 (10) 旅費 (11) 会場使用料 (12) その他知事が特に必要と認める経費</p>	<p>1 / 2</p>

# 実践・参加！！エコ活動への支援

## ● 私たちのエコ活動推進補助金

県内の住民や事業者等の環境への関心を高めるため、実践のきっかけとなる個々の活動を支援。

- ① 補助対象者： 県内団体
- ② 補助対象経費： 補助事業を実施するために必要と県が認める経費
- ③ 補助金額： 上限5万円
- ④ 補助率： 1/2
- ⑤ 対象事業：



名称	内容
環境活動活性化事業	<p>環境に関する取組み等を行う団体で、自らの団体の活性化につながる活動</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・催事にて自らの団体の環境活動をPRするチラシ、看板、リーフレット、のぼり等の印刷、スタッフジャンパー、キャップ等の作成。</li> <li>・県内環境イベントへの出展、展示物の作成。 など</li> </ul>
環境学習推進事業	<p>環境に目を向けるきっかけづくりや、更に深く知る機会として、環境学習、セミナー、催事等に参加する活動(ただし、5名以上の団体で行動するものに限る)。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境関連施設への視察や見学会へのバス代等。</li> <li>・環境セミナー、学習会への参加 など</li> </ul>

色々使えるから相談してね♪

きっかけを作る！



(注) 申請者と同一の代表者または資本関係がある事業者への発注は補助対象経費の対象外とする。

## ● 鳥取県環境保全活動支援補助金

県内の快適な環境を守り育てるための自主的な活動を増やしていくことを目的に、地域の他の模範となる環境活動を行う団体に対し活動費を支援。

- ① 補助対象者： 県内団体
- ② 補助対象経費： 補助事業を実施するために必要と県が認める経費
- ③ 補助金額： 上限10万円
- ④ 補助率： 10/10
- ⑤ 対象事業： 環境に関して実施主体(主催)となって実施する活動で、先進的で他の模範となる実践活動または教育啓発活動

みんなで環境保全の活動に取り組もう！

## ● 自治会、公民館などへのアドバイザー派遣制度

自治会や子ども会での自然体験、再生可能エネルギー施設の見学、環境保全活動、また、家庭における省エネ・省資源、ごみとリサイクルの研修会など、環境学習、実践活動に取り組む自治会等にとっとり環境教育・学習アドバイザーを派遣します。

### ◆ 問合わせ先

鳥取県生活環境部環境立県推進課 環境実践推進担当 電話:0857-26-7205

### ■ 詳しくは『とりネット』をご覧ください。

<http://www.pref.tottori.lg.jp/265879.htm>



# 私たちのエコ活動推進補助金

## ■ 1 制度の目的・概要

本補助金は、県内の住民や事業者その他の団体（以下単に「団体」という。）の環境への関心を高めるため、実践のきっかけとなる個々の活動を支援することで、環境問題の解決に向け自ら行動する人を増やし、地域の魅力となる新たな環境立県を実現していくことを目的として活動費の助成を行います。

## ■ 2 補助対象者

- ① 主として県内で活動する団体であること。
- ② 政治活動、宗教活動を目的とする団体ではないこと。  
（例：住民団体、事業者、市町村、学校、自治会等）。

みんなで環境実践の  
輪をひろげよう！



## ■ 3 補助対象事業

名称	内 容
環境活動 活性化事業	環境に関する取組み等を行う団体で、自らの団体の活性化につながる活動 (例) ・催事にて自らの団体の環境活動をPRするチラシ、リーフレット、のぼり等の印刷、スタッフジャンパー、キャップ等の作成。 ・県内環境イベントへの出展、展示物の作成。 など
環境学習 推進事業	環境に目を向けるきっかけづくりや、更に深く知る機会として、環境学習、セミナー、催事等に参加する活動（ただし、5名以上の団体で行動するものに限る）。 (例) ・環境関連施設への視察や見学会へのバス代等。 ・環境セミナー、学習会への参加 など

## ■ 4 補助対象経費

補助事業を実施するために必要と県が認める経費

## ■ 5 補助金額

補助金額	5万円を上限に事業費の1/2
予算額	50万円（県全体の交付決定額の上限）

## ■ 6 補助事業期間

「交付決定日」から平成31年3月31日まで

## ■ 7 申請手続き

### (1) 受付期間

平成30年4月1日～ 2月末日

注) 受付期間内で予算額を超過した場合は、以降の受付を行わないことがあります。

# 鳥取県環境保全活動支援補助金

## ■ 1 制度の目的・概要

本補助金は、県内の法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下単に「団体」という。）の県内における環境の保全及び快適な環境の創造に資する自主的な活動を促進することを目的としており、エネルギー施設設置者等と協同して、地域の、先進的で他の模範となる環境保全活動を行う団体に対し、活動費の助成を行います。

## ■ 2 補助対象者

地域の、先進的で他の模範となる環境保全活動を行う団体

\*次の要件をみたす団体とする。

- ① 主として県内で活動する団体であること。
- ② 定款、寄附行為又は規約等を有し、団体としての意思決定により事業執行ができること。
- ③ 独立した経理の機能が確立していること。
- ④ 代表者が明らかであること。
- ⑤ 団体の本拠としての事務所を県内に有すること。
- ⑥ 政治活動、宗教活動又は営利事業を目的とする団体ではないこと。

みんなで環境保全の活動に取り組もう！



## ■ 3 補助対象事業

「エネルギーシフトの推進」、「環境実践の展開」、「循環型社会の構築」、「安全・安心な生活環境の実現」又は「健全な自然生態系の確保」に資すると認められ、先進的で他の模範となる次の活動

- 1 実践活動
- 2 教育啓発活動

## ■ 4 補助対象経費

補助事業を実施するために必要と県が認める経費

## ■ 5 補助金額

補助金額	上限10万円（定額）
予算額	100万円（県全体の交付決定額の上限）

## ■ 6 補助事業期間

「交付決定日」から平成31年3月31日まで

## ■ 7 申請手続き

### (1) 受付期間

平成30年4月1日～ 5月10日

以降、平成31年2月まで毎月1日～10日（10日が閉庁日の場合は翌日）

注）受付期間内で予算額を超過した場合は、以降の受付を行わないことがあります。

### (2) 審査

(1)の受付期間内に適正に受理された申請は、審査会で審査の上、30日以内に補助金交付の可否について、申請者へ通知します。

#### 【審査項目】

実施体制、自主性・継続性、テーマ設定・実現性、補助金の用途、環境保全への寄与